

○個人情報保護委員会告示第 号

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案（令和八年法律第六十八号）の施行に伴い、及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（平成二十八年個人情報保護委員会告示第九号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十七日

個人情報保護委員会委員長 手塚 悟

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）の一部改正

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（平成二十八年個人情報保護委員会告示第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （仮名加工情報・匿名加工情報編）</p> <p>目次</p> <p>〔略〕</p> <p><b>【凡例】</b></p> <p>〔略〕</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 仮名加工情報</p> <p>2—1 〔略〕</p> <p>2—2 仮名加工情報取扱事業者等の義務</p> <p>2—2—1 〔略〕</p> <p>2—2—2 仮名加工情報を作成する個人情報取扱事業者の義務等</p>	<p style="text-align: center;">個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （仮名加工情報・匿名加工情報編）</p> <p>目次</p> <p>〔同左〕</p> <p><b>【凡例】</b></p> <p>〔同左〕</p> <p>1 〔同左〕</p> <p>2 仮名加工情報</p> <p>2—1 〔同左〕</p> <p>2—2 仮名加工情報取扱事業者等の義務</p> <p>2—2—1 〔同左〕</p> <p>2—2—2 仮名加工情報を作成する個人情報取扱事業者の義務等</p>

2-2-2-1 仮名加工情報の適正な加工（法第41条第1項関係）  
[略]

2-2-2-1-1 [略]

2-2-2-1-2 個人識別符号の削除

[略]

（参考）個人識別符号の概要

個人識別符号とは、その情報単体から特定の個人を識別することができるものとして政令で定めるものをいい、次のいずれかに該当するものである（個人識別符号の定義の詳細については、通則ガイドライン「2-2（個人識別符号）」参照）。

(1) [略]

(2) 対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号

- ・ 旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、医療・介護保険各法に規定する保険者番号・被保険者記号・番号等の公的機関が割り振る番号等（政令第1条第2号から第10号まで及び規則第4条）

2-2-2-1-3 [略]

2-2-2-2 [略]

2-2-3・2-2-4 [略]

3 匿名加工情報

3-1 [略]

3-2 匿名加工情報取扱事業者等の義務

2-2-2-1 仮名加工情報の適正な加工（法第41条第1項関係）  
[同左]

2-2-2-1-1 [同左]

2-2-2-1-2 個人識別符号の削除

[同左]

（参考）個人識別符号の概要

個人識別符号とは、その情報単体から特定の個人を識別することができるものとして政令で定めるものをいい、次のいずれかに該当するものである（個人識別符号の定義の詳細については、通則ガイドライン「2-2（個人識別符号）」参照）。

(1) [同左]

(2) 対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号

- ・ 旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、医療・介護保険各法に規定する保険者番号・被保険者記号・番号等の公的機関が割り振る番号等（政令第1条第2号から第10号まで、規則第3条及び第4条）

2-2-2-1-3 [同左]

2-2-2-2 [同左]

2-2-3・2-2-4 [同左]

3 匿名加工情報

3-1 [同左]

3-2 匿名加工情報取扱事業者等の義務

<p>3-2-1 [略]</p> <p>3-2-2 匿名加工情報の適正な加工（法第43条第1項関係）</p> <p>[略]</p> <p>3-2-2-1 [略]</p> <p>3-2-2-2 個人識別符号の削除</p> <p>[略]</p> <p>（参考）個人識別符号の概要</p> <p>個人識別符号とは、その情報単体から特定の個人を識別することができるものとして政令で定めるものをいい、次のいずれかに該当するものである（個人識別符号の定義の詳細については、通則ガイドライン「2-2（個人識別符号）」参照）。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、医療・介護保険各法に規定する保険者番号・被保険者記号・番号等の公的機関が割り振る番号等（政令第1条第2号から第10号まで及び規則第4条）</li> </ul> <p>3-2-2-3～3-2-2-5 [略]</p> <p>3-2-3～3-2-6 [略]</p> <p>[付録] [略]</p>	<p>3-2-1 [同左]</p> <p>3-2-2 匿名加工情報の適正な加工（法第43条第1項関係）</p> <p>[同左]</p> <p>3-2-2-1 [同左]</p> <p>3-2-2-2 個人識別符号の削除</p> <p>[同左]</p> <p>（参考）個人識別符号の概要</p> <p>個人識別符号とは、その情報単体から特定の個人を識別することができるものとして政令で定めるものをいい、次のいずれかに該当するものである（個人識別符号の定義の詳細については、通則ガイドライン「2-2（個人識別符号）」参照）。</p> <p>(1) [同左]</p> <p>(2) 対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、医療・介護保険各法に規定する保険者番号・被保険者記号・番号等の公的機関が割り振る番号等（政令第1条第2号から第10号まで、規則第3条及び第4条）</li> </ul> <p>3-2-2-3～3-2-2-5 [同左]</p> <p>3-2-3～3-2-6 [同左]</p> <p>[付録] [同左]</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載は注記による。</p>	

この告示は、令和八年四月一日から施行する。